

## ◎ 財団法人熊本市美術文化振興財団寄付行為

(平成6年10月27日)

平成14年4月17日改正

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）	1
第2章 目的及び事業（第3条・第4条）	1
第3章 資産及び会計（第5条－第14条）	2
第4章 役員等（第15条－第22条）	3
第5章 理事会（第23条－第31条）	5
第6章 評議員及び評議員会（第32条・第33条）	7
第7章 事務局（第34条）	7
第8章 寄付行為の変更及び解散（第35条・第36条）	8
第9章 雑則（第37条・第38条）	8
附則	9

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人熊本市美術文化振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本市上通町2番3号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、井手宣通画伯の業績を記念し、熊本の美術文化の発展・向上に貢献するため、同氏並びに郷土ゆかりの美術家等を顕彰し、美術作品等の調査・研究を行い、広い視野に立った美術文化の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 郷土ゆかりの美術家等に関する調査・研究
- (2) 郷土ゆかりの美術家等に関する企画展及び企画事業の実施
- (3) 美術等に関する刊行物等の発行及び販売
- (4) 美術文化振興事業に関する講演、講座等の実施
- (5) 熊本市の設置する美術館の管理運営及び事務事業の受託
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品収入
- (3) 補助金収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰

り入れてはならない。ただし、この法人の業務執行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始前に理事会の承認を得たうえで、主務官庁に届け出なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日までに前年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し監事の監査を経て、その事業年終了後3ヶ月以内に理事会の承認を得たうえで、主務官庁に報告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会においてそれぞれ現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員等

(役員の種類別)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上3人以内
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） 8人以上15人以内
- (5) 監事 2人

（役員を選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事及び監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

（役員職務）

第17条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

（監事職務）

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は主務官庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

（役員任期）

第19条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、理事長はその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ、その旨を通知するとともに解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第22条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の基本的運営事項について理事長の諮問に応じる。
- 4 顧問の報酬等については、前条の規定を準用する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

(開催)

第25条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の場合速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的、内容、日時及び場所を示した書面により少なくとも開催の日の5日前までに、構成員に通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところとする。

(書面表決等)

第30条 止むを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規程の適用については、出席したものと見なす。

2 理事長は止むを得ない事情により理事会を開催することができない場合又は軽微な事項については、理事に対し書面により賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者はその旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 評議員及び評議員会

### (評議員)

第32条 この法人に、評議員を置く。評議員の数は、10人以上16人以内とする。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規程を準用する。

この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員会等)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議し、助言する。
- 3 評議員会は、理事長が必要と認めるとき招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会には、第28条、第29条及び第30条の規程を準用する。

この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 事務局

### (事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局及び事務局長その他の職員に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 寄付行為の変更及び解散

### (寄付行為の変更)

第35条 この寄付行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人は、理事会及び評議員会においてそれぞれ現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、解散することができる。

2 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益法人又は熊本市に寄付するものとする。

## 第9章 雑則

### (書類及び帳簿の備付等)

第37条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 設立許可書等主務官庁の許可、認可、承認に関する書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第6号までの書類及び帳簿は永年、同項第7号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

### (細則)

第38条 この寄付行為の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、主務官庁の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず平成7年3月31日までとする。

附 則

この寄付行為の一部変更は、主務官庁の認可の日から施行する。